

## 宇部市公用車車両広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、宇部市広告掲載要綱（平成17年10月3日施行。以下「要綱」という。）の規定に基づき、本市が所有する公用車（以下「公用車」という。）に対する広告の掲載（以下「広告掲載」という。）について、必要な基準を定めるものである。

(広告掲載の位置)

第2条 広告掲載の位置、枠数等は、公用車の用途及び運行の安全を妨げない限度において、公用車ごとに市長が定める。

(広告掲載の方法)

第3条 広告掲載は、要綱第12条第2項の規定にかかわらず、ラッピング・フィルム、カッティング・マグネット・シート等（以下「広告物」という。）、剥離が可能な素材を前条の規定により市長が定めた位置に貼付する方法で行う。

2 広告掲載者（要綱第4条に規定する広告掲載者をいう。以下同じ。）は、市長の指定する仕様に従い、その負担において広告物を製作し、公用車に貼付し、及び撤去するものとする。

3 広告掲載者は、前項後段の広告掲載及び撤去を行おうとするときは、公用車の用途及び運行業務に支障が生じないように市長と協議の上、日程、工程を決定し、市長の指示に従って施工するものとする。

4 前項の規定による広告物の掲載又は撤去により、公用車の車体表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、当該広告掲載者が経費を負担して現状回復するものとする。

(広告掲載の規格)

第4条 広告掲載の規格及び掲載料は、別表に掲げるものとする。

(掲載できない広告)

第5条 要綱第6条第15号に規定する公用車に掲載することが不相当と市長が認める広告とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 蛍光、反射効果を有する材質が使用されたもの等、公用車運行中の周囲の運転者の誤認を招くおそれのあるもの

(2) 文字表記が縦書きであるもの等、公用車運行中の周囲の運転者の注意力が散漫となるおそれのあるもの

(3) 前2号のほか、道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(4) 公用車運行上の支障となるもの

(広告掲載の期間)

第6条 広告掲載の期間は1月を単位とし、一件の広告掲載の期間は、最大で1年間とする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、広告掲載者と市長が協議の上、公用車の運行管理状況等を勘案し、市長が定めるものとする。

(広告物の修復)

第7条 公用車に広告物を掲載した後に、公用車の運行に伴う事故等により広告物がき損し、又は破損したときは、市長が経費を負担して修復を行うものとする。

2 経年に起因する広告物の色あせなどの劣化については、市長が経費を負担する修復の対象とはしないものとする。

(広告掲載料の還付)

第8条 要綱第16条の規定により還付する広告掲載料の額は、広告掲載に係る期間を1月単位で認定して算出する。この場合において、広告掲載の期間に1月未満の端数があるときは1月として算出する。

附 則

この基準は、平成18年2月9日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年8月30日から施行する。